

議事 1_第三次行財政改革大綱（案）について

第 4 部

第三次行財政改革大綱 （計画推進の方策）

～市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して～

（案）

〈目 次〉

| | | |
|---------------|------------------------------|----|
| 第1章 | これまでの行財政改革の取組み | 1 |
| 第2章 | 第三次行財政改革の基本的な考え方 | 4 |
| 1 | 継続した改革の必要性 | 4 |
| 2 | 第三次行財政改革大綱の位置づけ（八代市総合計画との関係） | 12 |
| 3 | 改革の基本方針 | 13 |
| 4 | 改革が目指すもの | 14 |
| 第3章 | 改革の柱と改革の方策 | 15 |
| 1 | 効率的な行政運営 | 15 |
| 2 | 健全な財政運営 | 17 |
| 3 | 情報化の推進 | 19 |
| 4 | 市民参画の推進 | 20 |
| 5 | 住民自治の推進 | 21 |
| ※ | 改革の体系図 | 22 |
| 第4章 | 改革の推進 | 23 |
| 1 | 大綱の期間 | 23 |
| 2 | 推進体制 | 23 |
| 3 | 実施計画の策定 | 23 |
| 4 | 進行管理及び公表 | 23 |
| ※ | 行財政改革推進体制図 | 24 |
| * 参考資料 | | |
| ○ | 八代市行財政改革推進委員会条例 | |
| ○ | 八代市行財政改革推進本部規程 | |
| ○ | 用語解説 | |

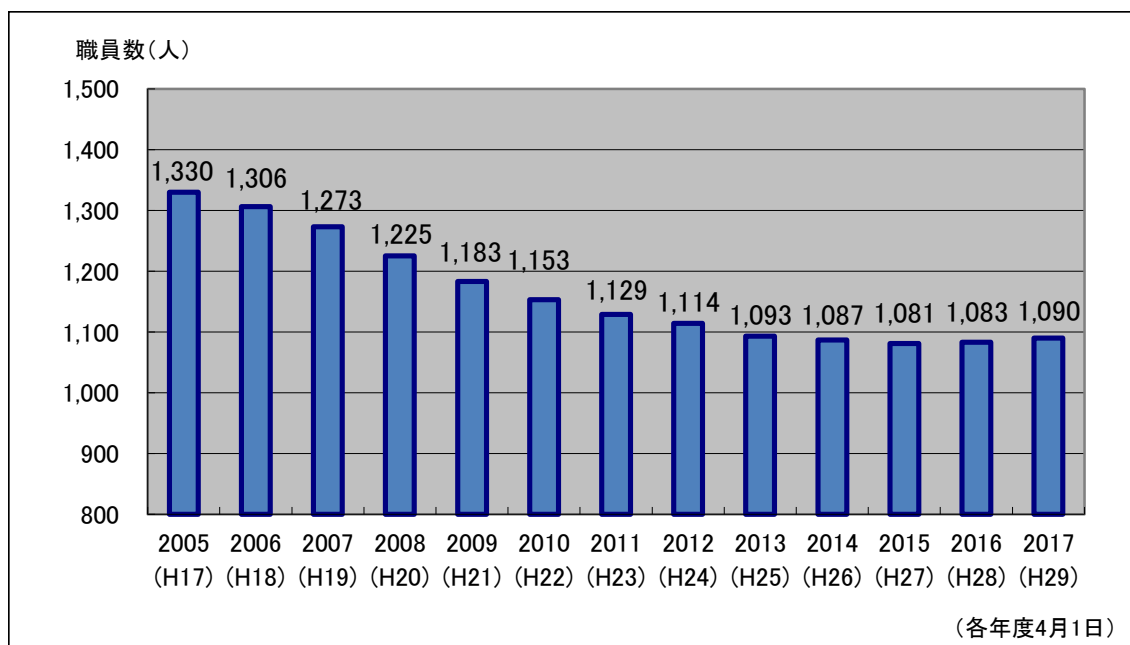
第1章 これまでの行財政改革の取組み

本市では、2006年（平成18年）11月に『第一次八代市行財政改革大綱』を策定し、未利用資産の売却等による活用促進、税等徴収率の向上、民間委託の推進、職員定員の適正化や事務事業の縮小・統廃合などに取り組んできました。

2011年（平成23年）4月には、『第二次八代市行財政改革大綱』を策定し、事務事業の見直し、アウトソーシング（※1）の積極的活用、ふるさと納税（※2）等の新たな収入の確保などに取り組むとともに、市民の目線を取り入れるため、情報公開の推進や住民自治（※3）の推進などに取り組んできました。

財政効果額は、第一次と第二次の行財政改革の取組みにより、約115億円の成果を上げています。

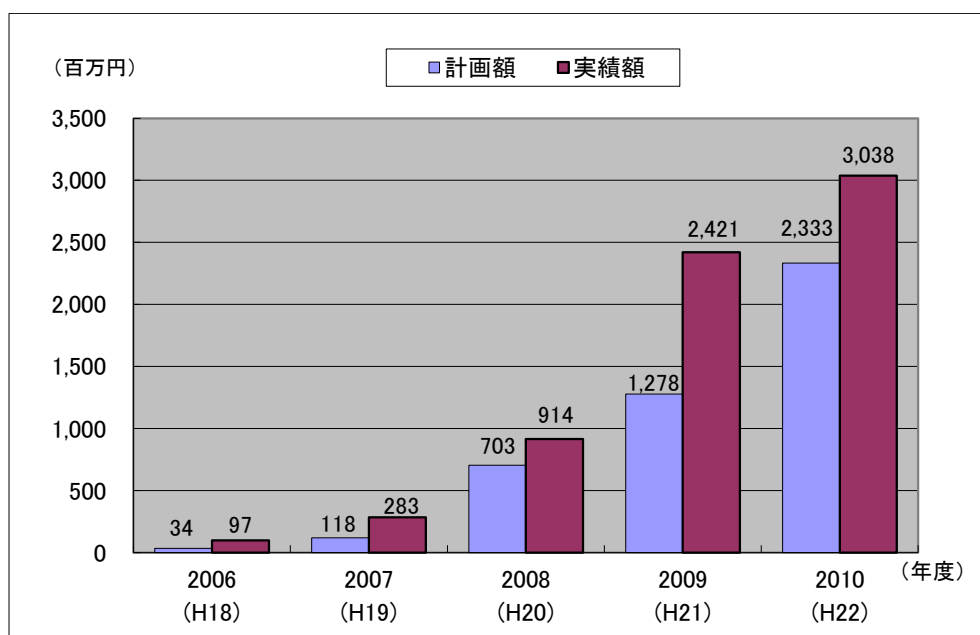
■ 職員数の推移 ■



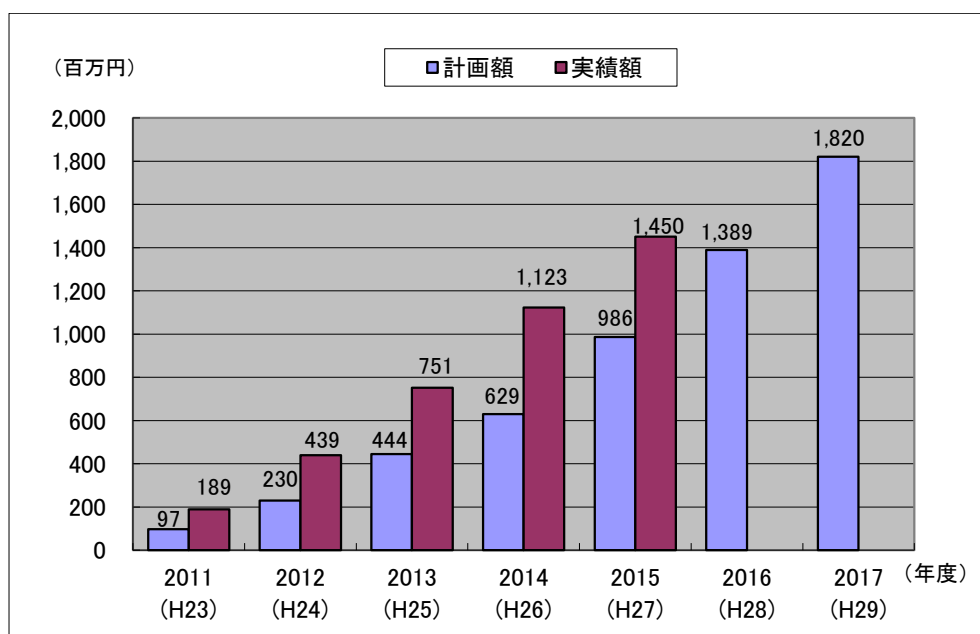
職員数については、業務の民間委託や非常勤職員等の活用、事務の効率化等を進めるとともに、重点的・戦略的な職員配置により、2010年（平成22年）4月1日までに1,180人以下、2015年（平成27年）4月1日までに1,080人以下とする目標をおおむね達成しています。

■ 歳入増加効果額（累積） ■

第一次行財政改革



第二次行財政改革

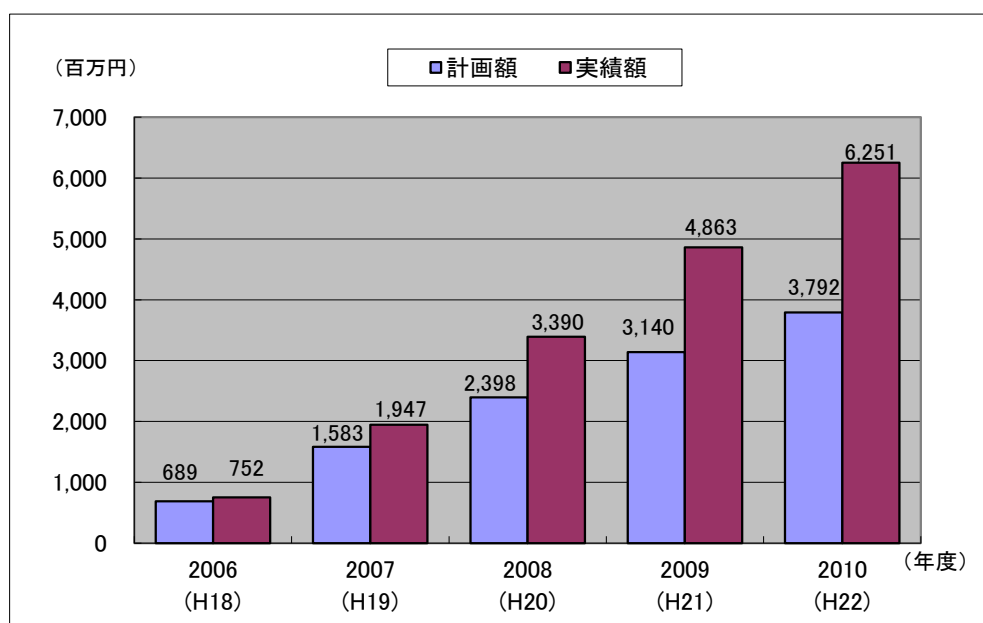


第一次行財政改革では、税等の徴収率の向上、使用料・手数料の見直し、未利用財産の売却等に取り組み、2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの累積で約30億円の歳入増加がありました。

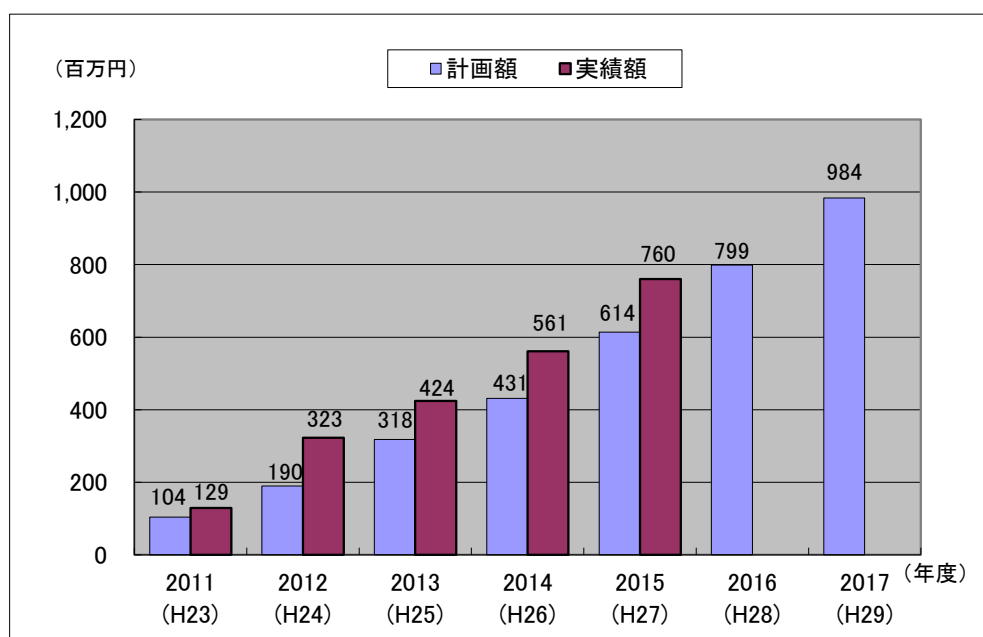
第二次行財政改革では、自主財源の確保、市有財産の有効活用、ふるさと納税等の新たな収入の確保等に取り組み、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの累積で約14億円の歳入増加がありました。

■ 歳出削減効果額（累積） ■

第一次行財政改革



第二次行財政改革



第一次行財政改革では、事務事業の見直し、民間委託等の推進、職員定員の適正化等に取り組み、2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの累積で約62億円の歳出削減効果がありました。

第二次行財政改革では、事務事業の見直し、アウトソーシングの積極的な活用、職員定員の適正化、歳出の見直し等に取り組み、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの累積で約8億円の歳出削減効果がありました。

第2章 第三次行財政改革の基本的な考え方

1 継続した改革の必要性

本市の行財政改革は、第一次及び第二次の行財政改革大綱に基づく取組みにより、着実に成果を上げてきたものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少や、普通交付税の合併算定替措置(※4)の終了による段階的削減などにより、歳入の確保は厳しさを増しています。

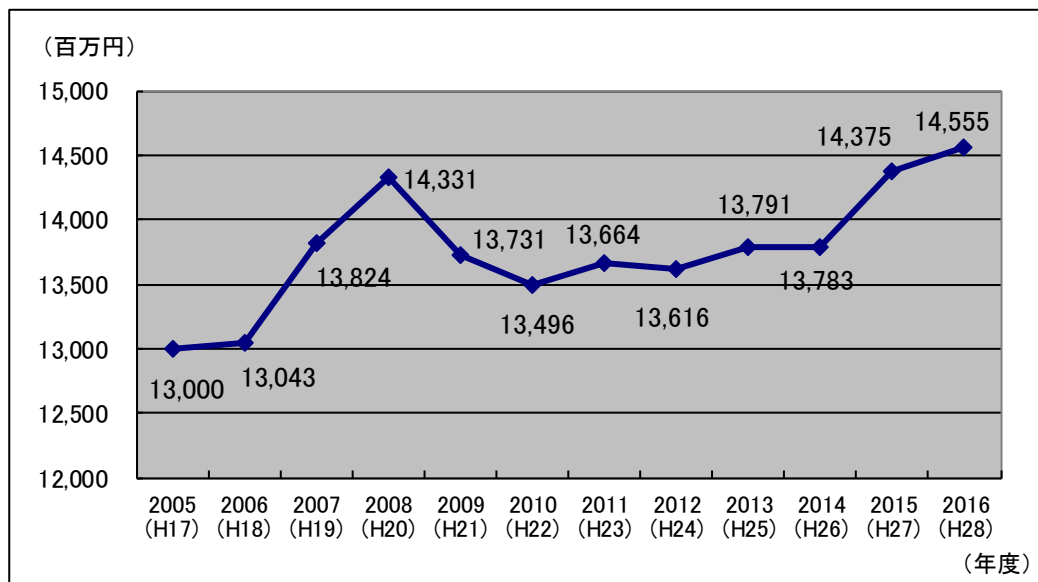
一方、歳出についても、社会保障費など恒常的に必要となる義務的経費(※5)はさらに拡大する傾向にあり、財政の硬直化が予想されます。また、公共施設の老朽化が集中する時期を迎え、維持管理に要する費用の増大が懸念されます。

さらに、建設事業については、新庁舎建設などの大規模な公共投資も控えていることから十分な取捨選択を図ったうえで、取組みを進めていく必要があります。建設事業の財源となる市債については、将来の世代に過度な負担を残さないよう、適正な借入に留意する必要があります。

こうした状況下において、質の高い市民サービスを将来にわたって提供していくためには、事務効率化や経費削減、将来を見据えた健全な財政運営、市民との協働といった行財政改革の取組みを絶え間なく行っていく必要があります。

(1) 財政見込み

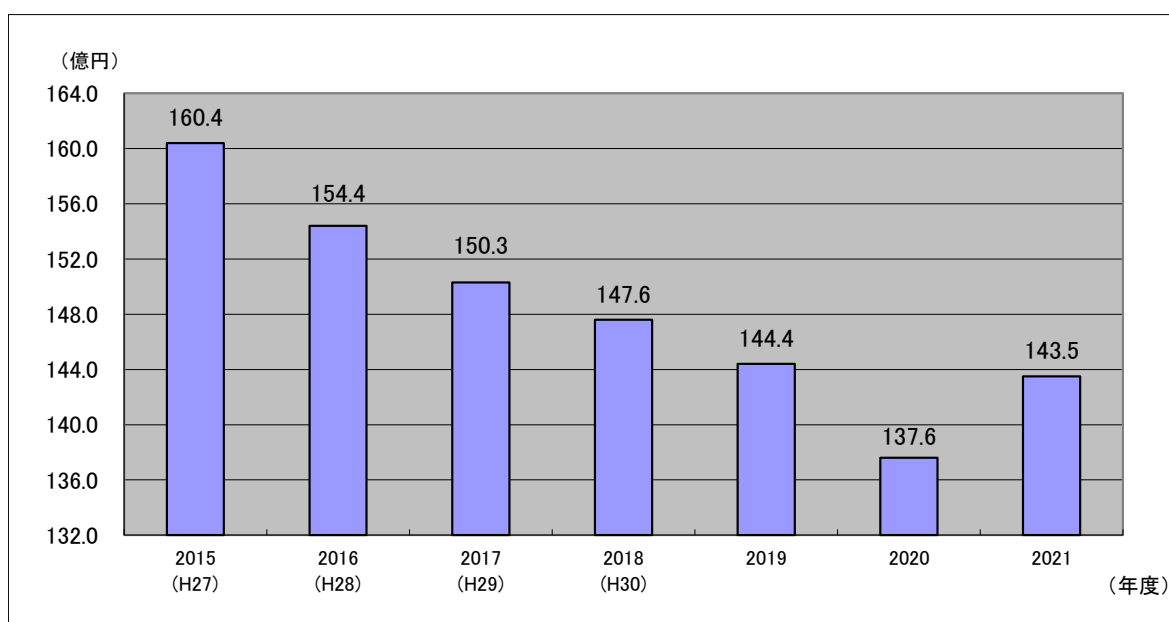
■ 市税の推移 ■



出所：市財政課

市税(※6)は2015年度(平成27年度)に前年度と比較して約6億円増加していますが、これは2015年度(平成27年度)に市税の約半分を占める固定資産税の税率を、市町村合併の協定に基づき改定したことが大きな要因となっています。

■ 普通交付税の推移 ■



出所：市財政課

普通交付税は、合併算定替措置の終了により、2016年度（平成28年度）から5年をかけて段階的に削減され、最新の財政計画では、段階的削減が終了する2021年度以降は、2015年度（平成27年度）ベースと比較して約17億円のマイナスになると見込まれています。

※2021年度の見込額が2020年度と比較して上昇している要因には、環境センター建設や本庁舎建替の市債（※7）償還に伴う交付税算入増の影響を見込んでいます。

※国の交付税総額が現行通り維持された場合のイメージです。

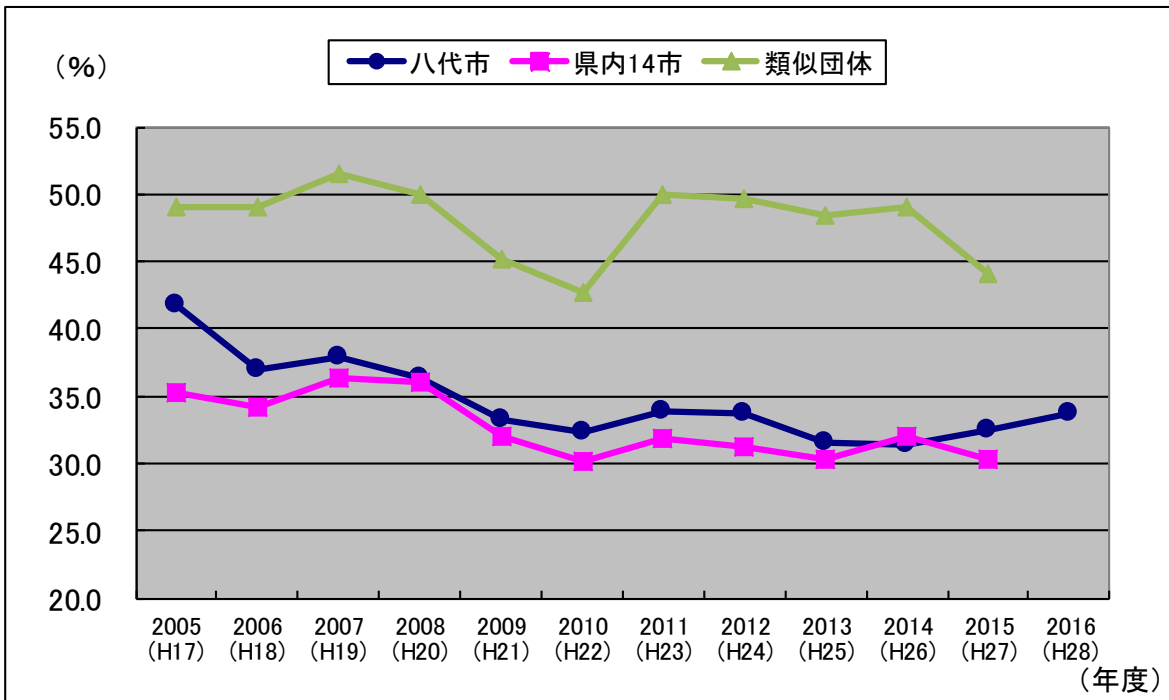
(2) 熊本県内 14 市平均値及び類似団体※平均値との比較

※類似団体：人口規模、産業構造が類似している団体。唐津市、諫早市、霧島市など 29 団体。

■ 自主財源比率の推移 ■

(単位：%)

| | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 八代市 | 41.8 | 36.9 | 37.9 | 36.3 | 33.2 | 32.3 | 33.9 | 33.7 | 31.6 | 31.4 | 32.4 | 33.7 |
| 県内14市 | 35.3 | 34.1 | 36.3 | 36.0 | 32.0 | 30.2 | 31.8 | 31.3 | 30.3 | 32.0 | 30.3 | - |
| 類似団体 | 49.1 | 49.0 | 51.5 | 50.0 | 45.1 | 42.7 | 49.9 | 49.6 | 48.4 | 49.1 | 44.1 | - |



出所：市財政課

自主財源比率は、市税や使用料・手数料など自治体が自らの責任において、自主的に収納できる財源（自主財源）の、歳入全体に占める割合をいいます。この数値が高いほど財政の自主性が確保されます。

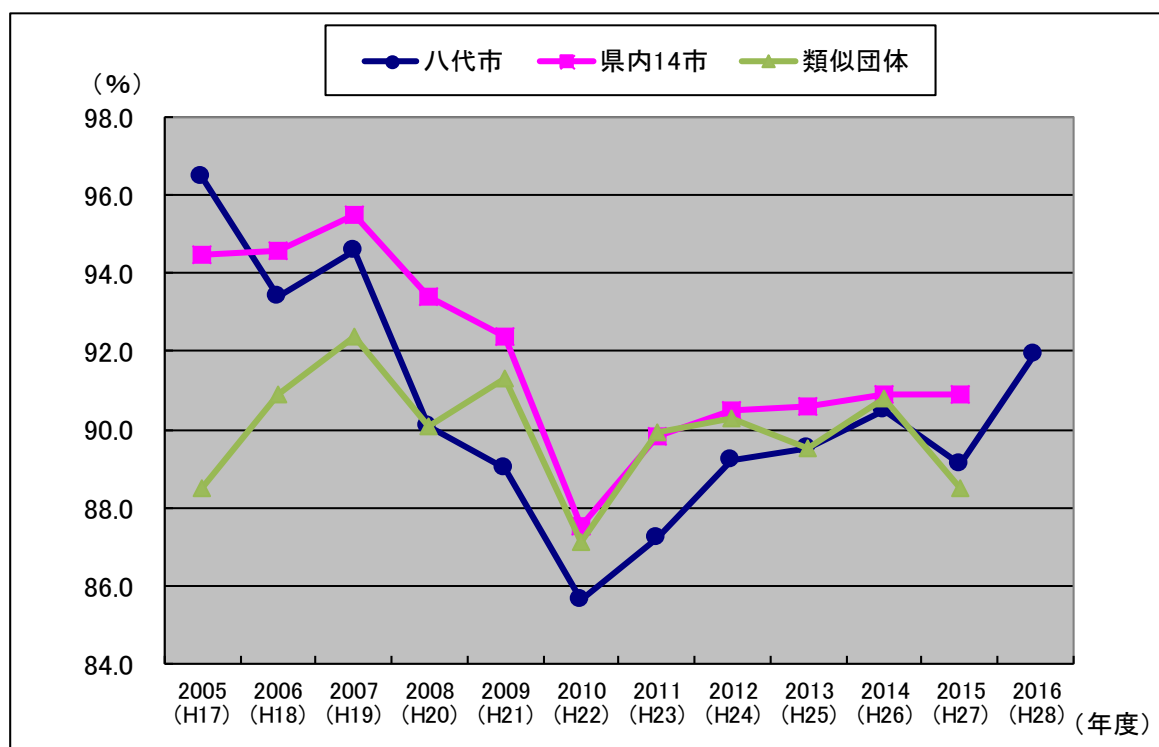
2015年度（平成27年度）時点における本市の自主財源比率は、前年度と比較して1.0ポイント増加し、改善が見られますが、類似団体の平均値を下回っています。

自主財源比率について、本市は、財政構造から見ると、国や県の施策に大きく左右されるといった課題があることから、今後も税収の増加を図るための施策を展開するとともに、適正な使用料・受益者負担金の精査などを行い、自主財源のさらなる確保に努める必要があります。

■ 経常収支比率の推移 ■

(単位：%)

| | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 八代市 | 96.5 | 93.4 | 94.6 | 90.1 | 89.0 | 85.6 | 87.2 | 89.2 | 89.5 | 90.5 | 89.1 | 91.9 |
| 県内14市 | 94.5 | 94.6 | 95.5 | 93.4 | 92.4 | 87.5 | 89.8 | 90.5 | 90.6 | 90.9 | 90.9 | - |
| 類似団体 | 88.5 | 90.9 | 92.4 | 90.1 | 91.3 | 87.1 | 89.9 | 90.3 | 89.5 | 90.8 | 88.5 | - |



出所：市財政課

経常収支比率は、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標です。市税等の経常的な一般財源収入に占める、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費の割合を示すものであることから、経常収支比率が低いほど、新たな行政需要の変化に対応できる財政構造の弾力があるといえます。

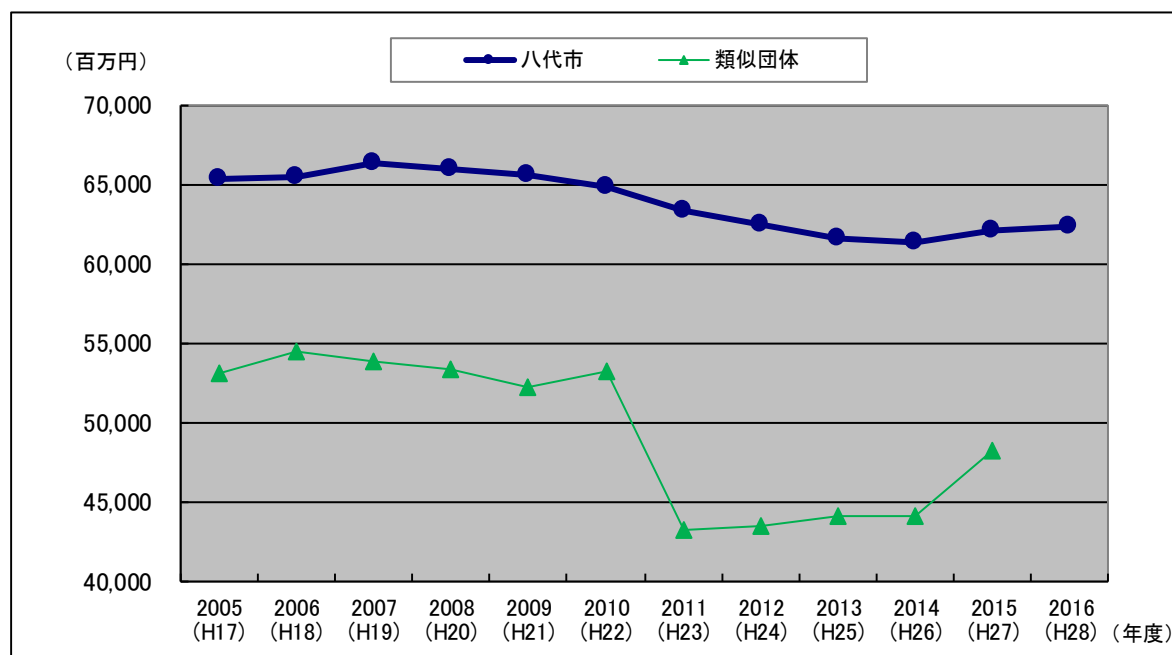
2015年度（平成27年度）時点における本市の経常収支比率は、前年度と比較して1.4ポイント減少し、改善が見られていますが、類似団体の平均値より高くなっています。

経常収支比率について、本市は、公共施設等総合管理計画による施設の統廃合や長寿命化を実施し、経常経費の削減を図るとともに、市税や使用料などの経常的な一般財源を確保することで、経常収支比率が悪化しないように努める必要があります。

■ 市債残高の推移 ■

(単位：百万円)

| | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 八代市 | 65,332 | 65,472 | 66,345 | 65,941 | 65,562 | 64,871 | 63,375 | 62,410 | 61,541 | 61,335 | 62,033 | 62,287 |
| 類似団体 | 53,011 | 54,391 | 53,812 | 53,302 | 52,236 | 53,209 | 43,180 | 43,477 | 44,016 | 44,094 | 48,179 | - |



出所：市財政課

※市債残高については、県内14市の場合、各々財政規模に大きなばらつきがあることから、類似団体の平均値との比較のみ掲載しています。

市債は、施設の建設や道路整備などの財源のために借り入れる借金で、これまで新八代駅周辺等の道路整備事業や、学校施設の改築や改修及び耐震化などに活用してきました。整備する道路・施設は将来にわたって利用しますので、資金を借り入れ、その返済を将来の世代にわたって負担するようにしています。将来の世代に過度な負担を残さないよう、借入は適正に管理していく必要があります。

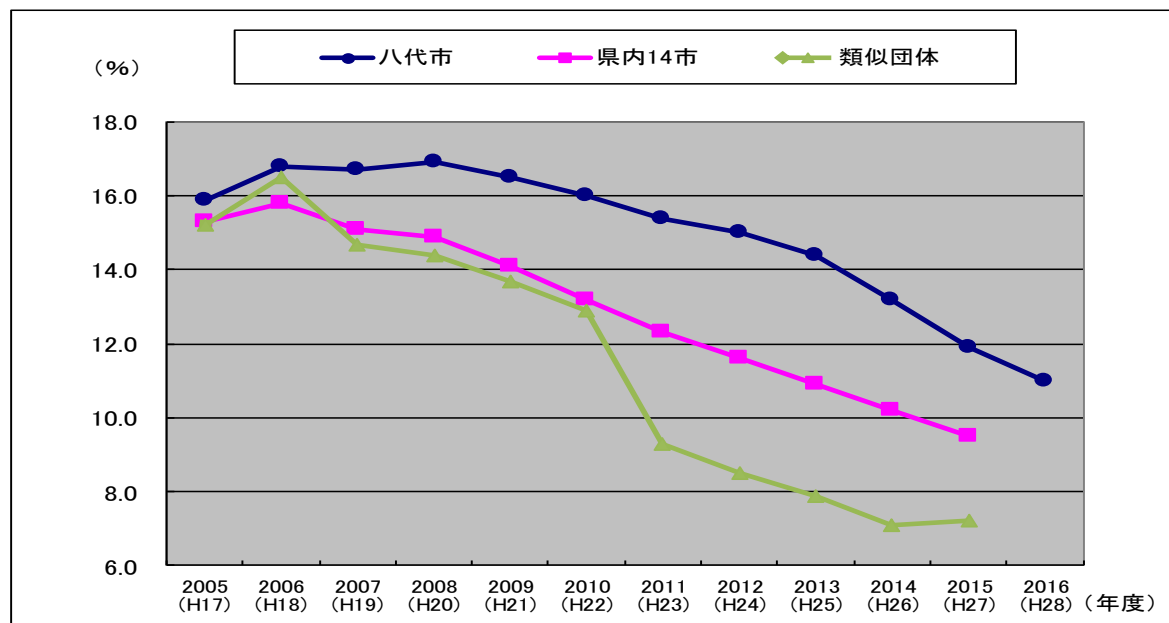
2015年度(平成27年度)時点における市債残高は、前年度と比較して約7億円増加しており、類似団体の平均値より高くなっています。

市債残高について、本市は、建設事業の適正な取捨選択を行い、環境センターや新庁舎建設などの大型建設事業に要する市債発行も含めて、今後も計画的な市債の発行に努める必要があります。

■ 実質公債費比率の推移 ■

(単位：%)

| | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 八代市 | 15.9 | 16.8 | 16.7 | 16.9 | 16.5 | 16.0 | 15.4 | 15.0 | 14.4 | 13.2 | 11.9 | 11.0 |
| 県内14市 | 15.3 | 15.8 | 15.1 | 14.9 | 14.1 | 13.2 | 12.3 | 11.6 | 10.9 | 10.2 | 9.5 | - |
| 類似団体 | 15.2 | 16.5 | 14.7 | 14.4 | 13.7 | 12.9 | 9.3 | 8.5 | 7.9 | 7.1 | 7.2 | - |



出所：市財政課

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを数値化し、資金繰りの程度を表す指標です。地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金（※8）及び準元利償還金（※9）の標準財政規模（※10）に対する比率の過去3年間の平均値であるため、実質公債費比率が低いほど、返済額から見た資金繰りが健全であるといえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率（※11）の1つで、早期健全化基準（※12）を25%、財政再生基準（※13）を35%としています。また、市債の発行については、18%を超えた場合、国の許可が必要になります。

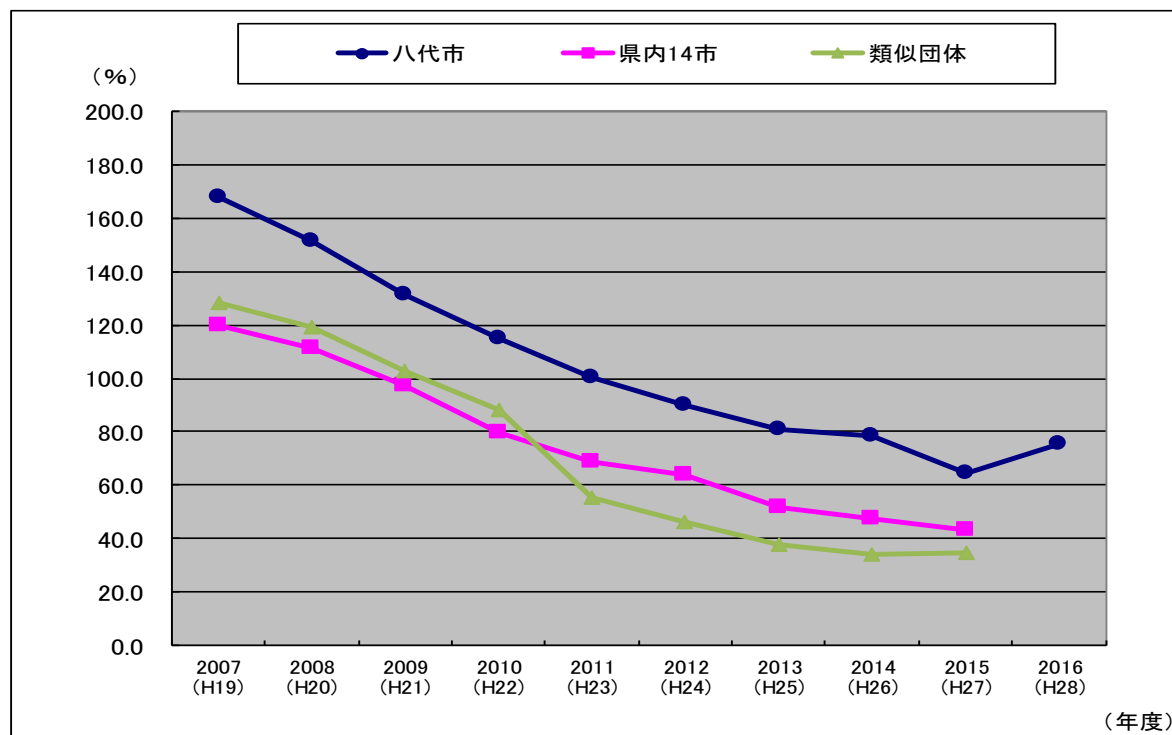
2015年度（平成27年度）時点における本市の実質公債費比率は、前年度と比較して1.3ポイント減少し、改善が図られていますが、類似団体及び県内14市の平均値より高くなっています。

実質公債費比率について、本市は、建設事業債の毎年度の償還元金を上回らない範囲での発行に努めてきた結果、年々減少傾向にありました。今後も、環境センターや新庁舎建設など大型建設事業の市債の償還を考慮し、市債の抑制を図りながら、新規に発行する場合も、地方交付税算入の高いものを優先するなど、実質公債費比率が悪化しないように努める必要があります。

■ 将来負担比率の推移 ■

(単位：%)

| | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 八代市 | 167.8 | 151.6 | 131.5 | 115.1 | 100.3 | 90.2 | 81.2 | 78.6 | 64.4 | 75.6 |
| 県内14市 | 119.6 | 111.4 | 97.5 | 79.5 | 68.7 | 64.1 | 51.8 | 47.5 | 43.0 | - |
| 類似団体 | 128.6 | 119.0 | 103.1 | 88.4 | 55.5 | 46.1 | 37.6 | 33.8 | 34.9 | - |



出所：市財政課

将来負担比率は、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であることから、将来負担比率が低いほど、負債額から見た資金繰りが健全であるといえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の1つで、早期健全化基準は350%とされています。

2015年度（平成27年度）時点における本市の将来負担比率は、前年度から14.2ポイント減少し、改善が見られていますが、類似団体の数値及び県内14市の平均より高くなっています。

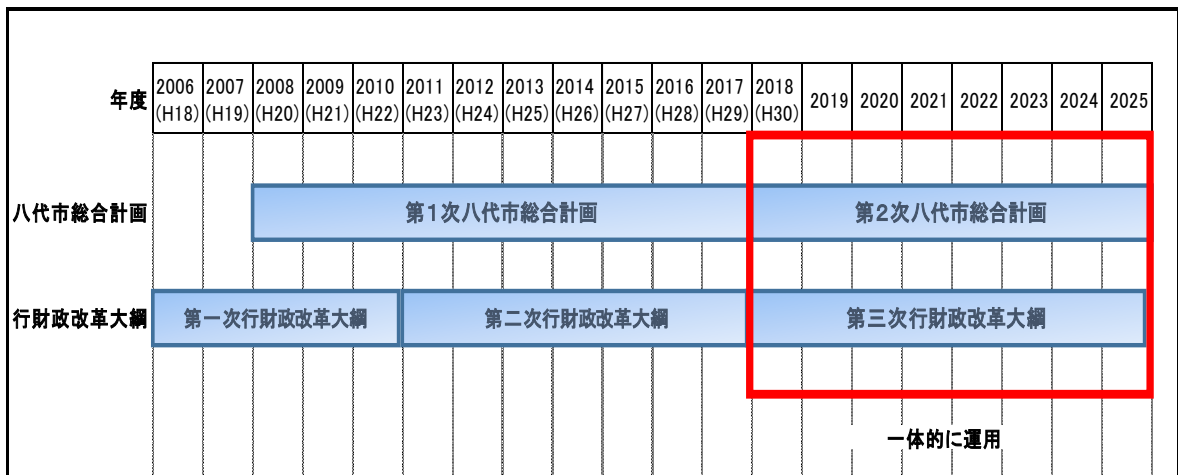
将来負担比率について、本市は、地方交付税算入の高い市債の活用を優先し、地方交付税に算入のない事業への市債発行は控えることを原則として、将来負担比率が極端に悪化しないように努める必要があります。

2 第三次行財政改革大綱の位置づけ（八代市総合計画との関係）

「八代市総合計画」は、市政の基本的な方向性を示す指針となる最上位の計画です。一方、「行財政改革大綱」は、まちづくりの基本である「八代市総合計画」の推進を下支えするための取組みであり、行財政基盤の強化や市民サービスの維持・向上に向けて、その在り方を社会情勢に応じて変革しながら、今後も絶え間ない取組みを行っていく必要があります。

また、新たな大綱を定めるにあたり、これまで以上にまちづくりに資する行財政改革の位置づけをより明確にすることが求められます。このことから、従来は「八代市総合計画」と別に策定していた「行財政改革大綱」を、「第2次八代市総合計画」における「計画推進の方策」と位置づけ、一体的に運用することで、従来にも増して効果的な行財政改革に取り組みます。

■ 八代市総合計画と行財政改革大綱の関係 ■



3 改革の基本方針

基本方針

市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して

本市では、より効率的で、持続可能な行政運営を行うため、市政のあり方に対する改革の指針を示した行財政改革大綱を、2006年（平成18年）11月から2度におたって策定し、それに沿った行財政改革に取り組んできました。

2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）を計画期間とする第一次行財政改革では、「行政経営」と「市民協働」を基本方針に、市町村合併効果を最大限に引き出すため、経費の節減や職員数の適正化など「量的改革」に重点を置いて行財政改革に取り組みました。

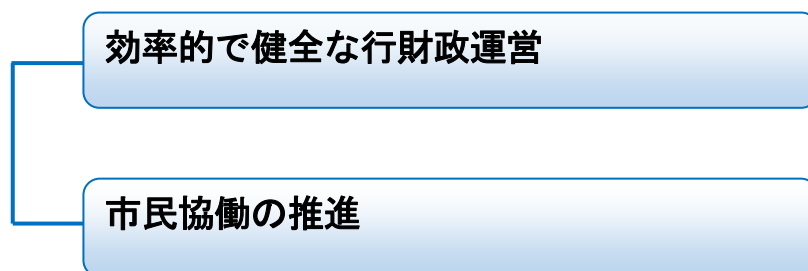
続いて、2011年度（平成23年度）から2017年度（平成29年度）までを計画期間とする第二次行財政改革では、「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』」を基本方針として、第一次行財政改革で推進した「量的改革」に取り組みつつ、限りある行政資源（予算、人材、資産）をいかに効率的に活用するかという「質的改革」にも重点を置き、また、市民の目線を取り入れながら住民自治の推進に取り組み、行財政改革を推し進めてきました。

現在、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行が著しく、これに伴う社会保障費の増加、合併算定替終了による普通交付税の減少などにより、今後、厳しい財政運営が予想されます。また、「平成28年熊本地震」を経験し、本庁舎が使用不可となり、仮設庁舎をはじめ市内各所に分散して市民サービスを提供しており、市民に不便を強いている状況です。

このような中、第三次行財政改革では、これまでの行財政改革の取組みである「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で推し進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して推進していく必要があります。これまで以上に予算・人材・資産といった行政資源をより効率的・効果的に活用するためには、近年、発展が著しい情報化社会に対応する視点を改革に取り入れることが不可欠と考えます。合わせて、これまで取組みを進めてきた住民自治の推進に加え、市民の参画を推進していく必要があります。

「第2次八代市総合計画」で掲げる本市の将来像の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを推進し、市民満足度の高い市民サービスを次世代に対しても継続して提供できるよう、市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して改革を進めます。

4 改革が目指すもの



(1) 効率的で健全な行財政運営

(行政運営、財政運営、情報化)

今後、ますます増加・多様化する行政需要を的確に把握し、効率的で健全な行財政運営を行うには、常に公益性や必要性、緊急性などを把握するとともに、時代のニーズに応じた事務事業や組織の見直しを図り、限られた行政資源（予算、人材、資産）を効率的に配分しなければなりません。

そのため、行政評価 (※14) 等のP D C Aサイクル (※15)、民間活力の活用、歳入確保と経費削減をこれまで以上に推進するとともに、情報通信技術 (※16) を最大限に活用して、市民サービスの向上・充実と行政のスリム化、健全で持続可能な財政運営を図ります。

(2) 市民協働の推進

(市民参画、住民自治)

加速する分権型社会において、地方自治体の自主性と自立性をさらに高める必要があります。行政と市民が重要なパートナーとして相互に連携して、協働のまちづくりをこれまで以上に推進することが必要となります。

そのため、行政情報の発信と広聴機会を拡大することで、市民と行政との情報共有化を図り、市民参画を促します。

また、地域の自立を牽引する「地域協議会」(※17) を引き続き支援するとともに、N P O (※18) やボランティア団体など民間団体への支援・環境づくりを推進します。

第3章 改革の柱と改革の方策

5つの改革の柱と、13の改革の方策を設定し、具体的な取組みを進めます。

改革の柱1 効率的な行政運営

[改革の方策]

【効率的な行政運営】

- ①市民サービスの充実
- ②人材の育成と活躍推進
- ③経営力・組織力の強化
- ④民間活力の活用

① 市民サービスの充実

窓口における各種手続きの簡素化、迅速化による利便性の向上や待ち時間の短縮など、顧客満足度を高めるための取組みを行うとともに、新庁舎建設に伴い、市民にやさしく、わかりやすい窓口づくりを進めます。

また、行政評価結果を有効に活用し、成果重視の視点からのチェックに基づくPDCAサイクルを通して、事務事業の見直しや事務の改善につなげ、市民サービスの向上に向けた取組みを行います。

【主な取組み項目】

- ・窓口サービスの充実
- ・行政評価結果の有効活用

② 人材の育成と活躍推進

多様化する行政課題に対応するには、職員の業務に対する意欲と潜在能力を引き出すことが重要となります。そのため、職員の適性や能力、さらには業務上の成果などを的確に把握し、さらなる人材の育成を図るため、人事評価制度（※19）の充実に取り組みます。

また、女性職員をはじめすべての職員の活躍を推進するため、職員研修等を充実させ、さらなる意識改革と能力開発を行います。

【主な取組み項目】

- ・人事評価制度の充実
- ・職員研修等の充実

③ 経営力・組織力の強化

市長をトップとする戦略的な行政運営を図るために、さらなるトップマネジメント（※20）機能の強化に取り組みます。

一層の経営効率の向上を図るため、部内における弾力的な予算配分の検討や、流動的な職員体制の推進に取り組み、部の機能・役割の強化を目指します。

また、行政評価により、事務事業の成果や効率性を検証し、予算や人材などの最適配分に活用します。

さらに、市民に分かりやすい簡素で効率的な行政組織の確立を目指すとともに、市のトップマネジメントのサポートや、新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織の構築を進めます。

【主な取り組み項目】

- ・ トップマネジメント機能の強化
- ・ 部の機能・役割の強化
- ・ 行政評価による行政資源の適正配分
- ・ 行政課題に対応できる組織の構築

④ 民間活力の活用

効率的かつ効果的な行政事務の執行や、行政資源の重点的な配分を図るため、地域経済の活性化、地元での新たな雇用の確保などにも留意しながら、積極的に民間のノウハウの導入を進めます。

【主な取り組み項目】

- ・ アウトソーシングの推進

[改革の方策]

【健全な財政運営】

- ①歳入の確保
- ②経費の削減
- ③ファシリティマネジメントの推進

① 歳入の確保

歳入については、特に自主財源の確保が重要な課題です。市税や使用料などの適正な賦課を推進しつつ、効果的な徴収・回収を図ります。また、ふるさと納税や広告事業なども引き続き推進し、自主財源の確保に努めます。

受益者負担（※21）については、市民負担の適正化の観点から、受益者負担の原則に基づき、減免制度や定期的な料金体系の見直しを図ります。

【主な取組み項目】

- ・適正な賦課の推進
- ・徴収・回収の強化
- ・債権（※22）管理の適正化
- ・新たな財源の確保
- ・受益者負担の適正化

② 経費の削減

市民ニーズに対応し、最小の経費で最大の効果を出すため、行政評価を活用し、真に必要と思われる事業の取捨・選択など事業の見直しを図り、限られた財源の適正な配分に努めます。併せて、無駄を省き、事務の効率化を図ることで、経常経費（※23）の削減を目指します。

補助金・負担金（※24）については、必要性や有効性を検証し、整理・合理化を図ります。

市債については、将来世代に過度な負担をかけないように、市債の抑制に努めます。

【主な取組み項目】

- ・事業の見直し
- ・経常経費の削減
- ・補助金・負担金の適正化
- ・市債の抑制

③ ファシリティマネジメント (※25) の推進

公共施設の老朽化による将来予想される施設更新費用の圧迫に対応するため、「八代市公共施設等総合管理計画」(※26)に基づき、公共施設の新たな整備を抑制するとともに、既存施設については、今後の必要性などについて検討を行ったうえで、廃止・統合・継続など適正な見直しを行います。また、継続とした公共施設は、長寿命化を図り、施設の更新費用の抑制に努めます。

公共施設の維持管理については、民間による施設管理のノウハウを積極的に導入します。また、複数の施設の保守・点検などを一括で契約し、業務の効率化並びに施設の保守予防を行う包括管理委託業務に取り組むなど、先進事例の研究を進め、効率的な管理運営を目指します。

本市が保有している土地や建物などについては、地域の活性化につながるような有効な活用を推進するとともに、未利用の土地などについては、積極的に売却するなどの財産の利活用を図ります。

【主な取組み項目】

- ・ 公共施設の縮減又は長寿命化
- ・ 公共施設の効率的な管理運営
- ・ 市有財産の有効活用

[改革の方策]

【情報化の推進】

- ① 情報通信技術の活用
- ② 情報セキュリティ対策の強化

① 情報通信技術の活用

市民に対して、素早く、効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」(※27)としてのSNS(※28)の活用や電子申請事務の拡充などに取り組み、市民サービスの向上を図ります。

また、無線通信(※29)や仮想化(※30)などの情報通信技術を積極的に活用し、スペースや資源の有効利用、消費エネルギーや各種システムの管理コストの削減、システムの利便性向上及び業務の迅速化を推進します。

今後活用範囲の拡大が見込まれるマイナンバーカード(※31)については、効果と課題を慎重に見極めながら、有効的な活用を図ります。

【主な取組み項目】

- ・ SNS等を活用した情報発信力の強化
- ・ 電子申請事務の拡充
- ・ 情報システムの最適化
- ・ マイナンバーカードの利活用

② 情報セキュリティ対策の強化

発展著しい情報通信技術を安全に利用するため、マイナンバーその他の個人情報 を適正に管理する体制を整えます。また、情報セキュリティポリシー(※32)の遵守を徹底し、信頼性の確保を図ります。

【主な取組み項目】

- ・ 個人情報の適正管理
- ・ 情報セキュリティポリシー遵守の徹底

[改革の方策]

【市民参画の推進】

- ①行政情報の発信や提供
- ②広聴機会の多様化

① 行政情報の発信や提供

市民と行政がパートナーとして相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めるため、市政に関する必要な行政情報を積極的に、わかりやすく発信します。

また、市報、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどあらゆる情報手段を活用して、行政と市民との双方向の情報共有化を図ります。

併せて、市民の知る権利を保障する情報公開や会議の公開に不断に取り組むことで、行政の説明責任と行政運営の透明性を確保します。

【主な取組み項目】

- ・行政情報の発信と共有
- ・情報・会議の公開

② 広聴機会の多様化

市民の市政への関心を高め、市民と行政との協働意識を向上させるために、市政懇談会やパブリックコメント（※33）など、広聴機会の充実に努めます。

【主な取組み項目】

- ・広聴手段の充実

[改革の方策]

【住民自治の推進】

- ①コミュニティ活動の活性化
- ②市民活動の推進体制及び環境づくり

① コミュニティ活動の活性化

地域が今まで以上に自治力を高め、防犯・防災や環境衛生といった地域課題に対し、自助・共助の考え方を踏まえ、地域が主体となって解決するためには、「地域協議会」の運営力強化を図ることが不可欠です。そのため、さまざまな地域課題や社会的課題の解決に向けた取組みに対し、財政的・人的支援の拡充を図ります。

【主な取組み項目】

- ・地域協議会の運営支援

② 市民活動の推進体制及び環境づくり

NPOやボランティア団体等の市民活動団体の立ち上げ及び運営等に関して、きめ細やかな相談体制の構築に努めるとともに、先駆的な取組み事例の情報提供などにより、市民や市民活動団体が活動しやすい環境づくりを推進します。

併せて、地域課題について、市民活動団体の豊かな発想を活かし、市民活動団体と行政との協働による解決を図るため、市民・行政の双方向から提案する協働事業を推進します。

【主な取組み項目】

- ・NPOやボランティア団体等の支援
- ・市民提案型協働事業及び行政提案型協働事業の推進

改革の体系図

基本方針：市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して



第4章 改革の推進

1 大綱の期間

第三次行財政改革大綱の計画期間は、2018年（平成30年）4月から2026年3月までの8年間とします。

2 推進体制

市長を本部長とする八代市行財政改革推進本部を中心として全庁的体制で取り組みます。また、各部門（現場）での取組みを確実なものにするため、行財政改革推進責任者と行財政改革推進員を置き、職員の改革意識と当事者意識のもと、職員が自主的・主体的に行財政改革に参加する体制とします。

3 実施計画の策定

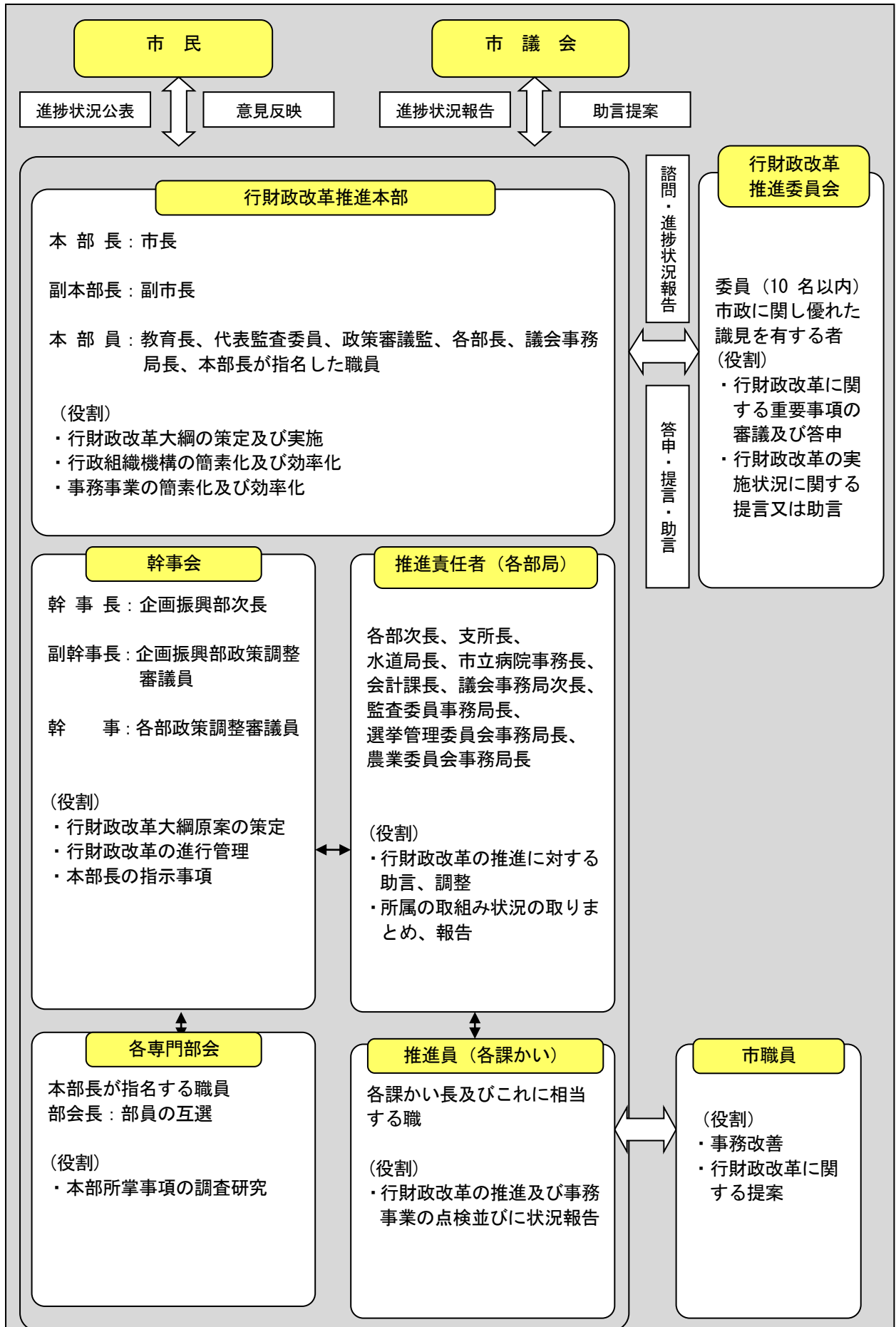
実施計画は、重点的に実施する項目について取りまとめ、進捗を管理します。

4 進行管理及び公表

第三次行財政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする八代市行財政改革推進本部において、定期的に進行管理を行います。

なお、進行管理結果については、積極的に市民に公表するとともに、八代市行財政改革推進委員会や市議会等に報告し、ご意見をいただきながら行財政改革を推進していきます。

行財政改革推進体制図



参考資料

○八代市行財政改革推進委員会条例

平成17年12月26日 条例第281号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。

2 委員会は、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(改正条例の附則は省略)

○八代市行財政改革推進本部規程

平成17年10月7日 訓令第70号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。
- (3) 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。
- (4) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部長、議会事務局長及び本部長が指名した職員をもって充てる。

(幹事会)

第4条 本部に下部組織として、幹事会を置く。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 行財政改革大綱原案の策定に関すること。
 - (2) 行財政改革の進行管理に関すること。
 - (3) その他本部長の指示事項に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、企画振興部次長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、企画振興部政策調整審議員をもって充てる。
- 6 幹事は、各部の政策調整審議員をもって充てる。

(専門部会)

第5条 幹事会に、第2条に規定する所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。

- 2 専門部会に所属する部員は、職員のうちから本部長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の会議を招集する。
- 5 専門部会長は、専門部会の調査研究の結果を速やかに幹事会に報告しなければならない。

(推進責任者及び推進員)

第6条 行財政改革の取組みの徹底及び円滑な推進を図るため、行財政改革推進責任者(以下「推進責任者」という。)及び行財政改革推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進責任者は、別表に定める職員をもって充てる。

3 推進責任者の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所属の行財政改革の推進について積極的に助言し、及び調整すること。

(2) 所属の行財政改革の取組みの進捗状況を取りまとめ、本部に報告すること。

4 推進員は、課かい長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

5 推進員は、その所属する課かい等の事務事業を調査点検し、その報告書を作成して推進責任者に提出し、行財政改革大綱の策定に資するとともに、行財政改革大綱の実施を所属する課かい等において推進する。

(職員の協力)

第7条 本部及びこれに設置された機関は、必要に応じて関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

2 職員は、前項のほか、行財政改革大綱の策定及び実施に関し事務事業の改革案を提案するなど積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画振興部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(改正訓令の附則は省略)

別表(第6条関係)

| |
|-----------|
| 総務部次長 |
| 企画振興部次長 |
| 財務部次長 |
| 市民環境部次長 |
| 健康福祉部次長 |
| 経済文化交流部次長 |
| 農林水産部次長 |

| |
|-------------|
| 建設部次長 |
| 教育部次長 |
| 支所長 |
| 水道局長 |
| 市立病院事務長 |
| 会計課長 |
| 議世事務局次長 |
| 監査委員事務局長 |
| 選挙管理委員会事務局長 |
| 農業委員会事務局長 |

用語解説

| 注釈 | 該当箇所 | 用語 | 用語の説明 |
|----|------|---------------|---|
| ※1 | P 1 | アウトソーシング | <p>「民営化」「指定管理者制度」などの手法により、民間により施設管理運営や業務の実施が行われること。</p> <p>民間の持つノウハウが活用され、住民サービスの向上や効率的な管理運営が行われることが期待される。</p> |
| ※2 | P 1 | ふるさと納税 | <p>新たに税を納めるものではなく、自分が貢献したいと思う“ふるさと”への寄附金のこと。個人が 2,000 円を超える寄付をおこなった時に住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度。</p> |
| ※3 | P 1 | 住民自治 | <p>地域の行政が、そこで生活している住民の意思と責任に基づいて処理されること。</p> |
| ※4 | P 4 | 普通交付税の合併算定替措置 | <p>旧合併特例法の「合併後 10 年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という定めに基づく措置。</p> <p>配分額は合併 11 年目から段階的に減らされ、16 年目には純粹に一つの自治体として算定（一本算定）される。</p> |
| ※5 | P 4 | 義務的経費 | <p>一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費（職員の給料や議員の報酬）、扶助費（社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費）および公債費（公債の償還や利子の支払いに要する経費）の 3 つからなる。</p> |
| ※6 | P 5 | 市税 | <p>個人市民税や法人市民税などの市民税、土地及び家屋並びに償却資産などの固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などのこと。</p> |
| ※7 | P 6 | 市債 | <p>市が建設事業等の財源を調達するために行う借金。</p> |

| 注釈 | 該当箇所 | 用語 | 用語の説明 |
|-----|-------|---------|--|
| ※8 | P 1 0 | 元利償還金 | 借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のことで、地方債(特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金)の償還金（返済金）のこと。 |
| ※9 | P 1 0 | 準元利償還金 | 地方債の元利償還金に準ずるもの。 |
| ※10 | P 1 0 | 標準財政規模 | 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。 |
| ※11 | P 1 0 | 健全化判断比率 | 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率のこと。 比率ごとに、基準が定められ、その基準をもとに健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分される。早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなどにより、財政健全化を図ることになる。 |
| ※12 | P 1 0 | 早期健全化基準 | 財政運営上の黄信号。この基準が1つでも当てはまると、健全化計画の策定や外部監査が義務づけられます。 |
| ※13 | P 1 0 | 財政再生基準 | 財政運営上の赤信号。健全化計画の策定や外部監査が義務づけられ地方債の発行も制限されます。 |
| ※14 | P 1 4 | 行政評価 | 市が行う事務事業等について、一定の基準、指標をもって、コストや成果を把握して、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性を判定し、次の契約や予算などに反映させるための総合的な評価のこと。 |

| 注釈 | 該当箇所 | 用語 | 用語の説明 |
|-----|-------|-------------|---|
| ※15 | P 1 4 | P D C Aサイクル | Plan(計画) → Do(事業の実施) → Check(評価) → Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけること。 |
| ※16 | P 1 4 | 情報通信技術 | 情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。 |
| ※17 | P 1 4 | 地域協議会 | 地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定及び活動機関。市と対等なパートナーとして、パートナーシップを締結している。 |
| ※18 | P 1 4 | N P O | ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization) の略で民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。なお、活動で得た収益は団体の活動目的を達成するための費用に充てている。 |
| ※19 | P 1 5 | 人事評価制度 | 職員の能力や実績を適正に評価することにより、組織の人材育成と効果的な人材活用を行うこと。 |
| ※20 | P 1 6 | トップマネジメント | 経営方針などの重要事項について、意志決定を行う経営管理組織の最上層部の機関のこと。 |
| ※21 | P 1 7 | 受益者負担 | 特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担（各種の公共料金、使用料、手数料など）させること。 |
| ※22 | P 1 7 | 債権 | 金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利のこと（地方自治法第 240 条第 1 項に規定）。 |

| 注釈 | 該当箇所 | 用語 | 用語の説明 |
|-----|-------|----------------|---|
| ※23 | P 1 7 | 経常経費 | 毎年度連続して固定的に支出される経費のこと。 例えば、職員等の人件費、社会保障関係費用等の扶助費、光熱費や消耗品費等の物件費、維持補修費、地方公共団体が借り入れた借金（地方債や一時借入金）の元利償還金等の公債費など。 |
| ※24 | P 1 7 | 補助金・負担金 | 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などのこと。 |
| ※25 | P 1 8 | ファシリティマネジメント | 企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。 |
| ※26 | P 1 8 | 八代市公共施設等総合管理計画 | 公共施設マネジメントを推進し、戦略的な資産経営、財政負担の軽減・平準化し、持続可能なまちづくりを目指すため、公共施設等の現状や将来の見通し、管理に関する基本的な方針をまとめた計画。 |
| ※27 | P 1 9 | 情報インフラ | 情報システムを稼働させる基盤となるコンピュータなどの機材、ソフトウェアやデータ、通信回線やネットワークなどの総体のこと。 |
| ※28 | P 1 9 | SNS | ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。ツイッターやフェイスブックなど、人と人との繋がりを促進・支援するコミュニティ型のネットサービス。 |
| ※29 | P 1 9 | 無線通信 | 伝送路として線を使わない電気通信のこと。配線が不要なため、スペースの有効利用、広範囲でのインターネット利用が可能になる。 |
| ※30 | P 1 9 | 仮想化 | 1台のコンピュータの中に複数の仮想コンピュータをつくり、それぞれ別の基本ソフトを入れて動かす技術。 |

| 注釈 | 該当箇所 | 用語 | 用語の説明 |
|-----|-------|--------------|--|
| ※31 | P 1 9 | マイナンバーカード | <p>本人の申請により取得できるプラスチック製の IC チップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。</p> <p>本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax（国税電子申請・納税システム）等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用することができる。</p> |
| ※32 | P 1 9 | 情報セキュリティポリシー | <p>本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にまとめたもの。</p> |
| ※33 | P 2 0 | パブリックコメント | <p>行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求めそれを考慮して決定する制度。</p> |